

【高木ひろし委員】

最近マスコミ等で特に話題となっているPFAS有機ふっ素化合物だが、特に関東方面では水道水に含まれており、発がん性や有害であることが盛んに言われている。県の環境局では、このPFASという環境汚染物質は、検査や監視の対象となっているのか。また、県内の検出の実績はあるのか。

【水大気環境課担当課長（水環境）】

PFOS、PFOAについては、人の健康保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況から直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるということで、2020年5月に要監視項目に位置づけられ、暫定指針値が設けられている。

要監視項目に位置づけられたことを受け、本県では、県内の地下水のPFOS、PFOAの状況を把握するため、2020年度から調査をしている。そのほか、公共用水域においても県内の河川、海域等で調査をしている。

二つ目の質問について、県内でこれまでに超過した事例は、河川では3地点、地下水では2地点ある。現在は、県内の汚染状況を調査している段階であり、本年度も調査を行うこととしている。